

新旧対照表

【参考】

【高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて（平成 28 年 11 月 1 日財閥第 1300 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
高压ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて 財閥第 1300 号 平成 28 年 11 月 1 日	高压ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて 藏閥第 290 号 平成 9 年 3 月 31 日
標記のことについて、別添のとおり経済産業省大臣官房商務流通保安審議会から依頼があったので、平成 28 年 11 月 1 日からこれにより実施されたい。 なお、この通達の実施に伴い、「高压ガス取締法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて」（平成 9 年 3 月 31 日藏閥第 290 号）は廃止する。	標記のことについて、別紙のとおり通商産業省環境立地局長から依頼があつたので、平成 9 年 4 月 1 日からこれにより実施されたい。 なお、この通達の実施に伴い、「高压ガス取締法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて」（平成 4 年 5 月 12 日藏閥第 460 号）は廃止する。
<u>別添</u> 20161025 商局第 5 号 平成 28 年 11 月 1 日	<u>別紙</u> 平成 9. 3. 27 立局第 2 号 平成 9 年 3 月 28 日
財務省関税局長 殿 経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 高压ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて 高压ガス保安法施行令（平成 9 年政令第 20 号）第 2 条第 3 項第 8 号の規定に基づき、高压ガス保安法の適用を除外される液化ガス（エアゾール容器、ガスライター用ボンベ、簡易ガスコンロ用ボンベ、冷媒用サービス缶等に充填されているガス。以下「エアゾール製品等」という。）については、高压ガス保安法施行令関係告示（平成 9 年通商産業省告示第 139 号）第 4 条により要件が定められており、これらエアゾール製品等の通関の際における取扱いを定めましたので、別紙のとおり取り扱われたくお願いします。 なお、この取扱いについては、平成 28 年 11 月 1 日から実施することとし、これに伴い、平成 9 年 3 月 28 日付平成 09・03・27 立局第 2 号通商産業省環境立地局長通達（高压ガス取締法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて）は廃止します。	大蔵省関税局長 高压ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて 高压ガス保安法施行令（平成 9 年 2 月 19 日付政令第 20 号。以下「政令」という。）第 2 条第 3 項第 8 号の規定に基づき、高压ガス保安法の適用を除外される液化ガス（エアゾール容器、ガスライター用ボンベ、簡易ガスコンロ用ボンベ、冷媒用サービス缶等に充てんされているガス。以下「エアゾール製品等」という。）については、高压ガス保安法施行令関係告示（平成 9 年通商産業省告示第 139 号。以下「告示」という。）第 4 条により要件が定められており、これら物品の通関の際の取扱いについては、下記により処理していただきたくお願いします。 なお、この取扱いについては、平成 9 年 4 月 1 日から実施します。これに伴い、平成 4 年 5 月 12 日付 4 立局第 167 号通商産業省立地公害局長通達（高压ガス取締法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて）は廃止します。

記

新旧対照表

【参考】

【高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて（平成 28 年 11 月 1 日財関第 1300 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>別紙</u>	<u>(新規)</u>
1. 適用除外品としてみなす貨物の範囲	1. 適用除外品としてみなす貨物の範囲
(1) 本邦若しくは外国の検査機関、 <u>エアゾール容器、ガスライター用ボンベ、簡易ガスコンロ用ボンベ、冷媒用サービス缶等に充填されているガス（以下「エアゾール製品等」という。）</u> の製造者（当該者の検査員を含む。）又は当該エアゾール製品等を輸入しようとする者（以下「輸入者」という。）が試験成績書（ <u>高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号。以下「告示」という。）</u> 第4条第1号に係るものについては様式第1、告示第4条第2号に係るものについては様式第2、告示第4条第3号に係るものについては様式第3による。以下「成績書」という。）を作成したエアゾール製品等であって、かつ、輸入者自らが、当該エアゾール製品等が <u>高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号。以下「政令」という。）</u> 第2条第3項第8号及び告示第4条に定める適用除外要件に合致していることを確認したもの。	(1) 本邦若しくは外国の検査機関、 <u>当該エアゾール製品等</u> の製造者（当該者の検査員を含む。）又は当該エアゾール製品等を輸入しようとする者（以下「輸入者」という。）が試験成績書（ <u>告示</u> 第4条第1号に係るものについては様式第1、告示第4条第2号に係るものについては様式第2、告示第4条第3号に係るものについては様式第3による。以下「成績書」という。）を作成したエアゾール製品等であって、かつ、輸入者自らが、当該エアゾール製品等が <u>告示</u> に定める適用除外要件に合致していることを確認したもの。
(2) (省略)	(2) (同左)
2. 通関の際の取扱い	2. 通關の際の取扱い
(1) 税關においては、上記1. の(1)に掲げるエアゾール製品等の通關に際しては、輸入者が告示に定める要件に合致していることの確認を行った成績書 <u>又はその写し</u> が添付されていること及び試験結果の「判定」の欄に「不適合」である項目がないことを確認のうえ通關を認める。	(1) 税關においては、上記1. の(1)に掲げるエアゾール製品等の通關に際しては、輸入者が告示に定める要件に合致していることの確認を行った成績書が添付されていること及び試験結果の「判定」の欄に「不適合」である項目がないことを確認のうえ通關を認める。 <u>また、税關において当該エアゾール製品等の輸入許可を行う場合には、成績書が提出された旨を確認する税關の印を押捺し、輸入者に交付するものとする。</u>
なお、成績書が提出されないか又は「判定」の欄が「不適合」である項目があるエアゾール製品等については、高圧ガス保安法第22条に基づく都道府県知事が行う検査が必要であるので留意願いたい。	なお、成績書が提出されないか又は「判定」の欄が「不適合」である項目があるエアゾール製品等については、高圧ガス保安法第22条に基づく都道府県知事が行う検査が必要であるので留意願いたい。
(2) 昭和58年1月31日付58立第100号、平成3年7月4日付3立局第214号又は平成4年5月12日付4立局第167号の通商産業省立地公害局長通達 <u>若しくは平成9年3月28日付平成09・03・27立局第2号の通商産業省環境立地局長通達</u> に基づく成績書 <u>又はその写し</u> が添付されているエアゾール製品等については、従前どおり、通關を認めることとして差し支えない。	(2) <u>上記(1)により、税關から成績書の交付を受けた輸入者が、当該成績書に係るエアゾール製品等と同一仕様、同一銘柄の物品を継続して輸入する場合にあっては、税關において当該成績書（又はその写し）の添付を確認のうえ通關を認めることとして差し支えない。</u> なお、昭和58年1月31日付58立第100号、平成3年7月4日付3立局第214号又は平成4年5月12日付4立局第167号の通商産業省立地公害局長通達に基づく成績書（ <u>又はその写し</u> ）が添付されているエアゾール製品等については、従前どおり、通關を認めることとして差し支えない。

新旧対照表

【参考】

【高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて（平成 28 年 11 月 1 日財関第 1300 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(3)～(4) (省略)</p> <p>(別紙 1)</p> <p style="text-align: center;">試験結果等の記入方法</p> <p>1. 告示第 1 号に係るもの</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 「試験結果」欄には、試験実施機関又は検査員が試験した結果に基づき次の事項に注意のうえ記入すること。</p> <p>① 「A」欄には、検体を 35°Cとしたときの容器内圧のゲージ圧力を<u>小数第 2 位</u>まで測定し、記入する。</p> <p>ただし、容器内圧の測定が困難な構造のものである場合及び内容物が单一の液化ガス（L P ガスは、ブタンとプロパンの混合ガスであり、含まれない。以下同じ。）の場合には、35°Cにおける当該ガスの蒸気圧を記入する。</p> <p>②～③ (省略)</p> <p>④ 「D」欄には、<u>容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号。以下単に「容器保安規則」という。）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する毒性ガス</u>の有無を確認し、該当するものを全て○で囲む。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 検査証明欄には、試験を実施した検査機関又は検査員が次の事項に注意のうえ記入すること。<u>なお、輸入者が外国の検査機関が実施した試験結果等を確認し、適用除外要件に合致していることを確認した場合は、輸入者が記載しても差し支えない。</u></p> <p>① (省略)</p> <p>② 「試験実施機関又は担当者名」欄には、<u>検査機関が試験を実施した場合には、試験実施機関の名称を記入し、また、検査員又は輸入者が試験を実施した場合には、当該検査員又は当該輸入者の事業者名及び氏名</u>を記入する。</p> <p>2. 告示第 2 号に係るもの</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 「試験結果」欄には、試験実施機関又は検査員が試験した結果に基づき次の事項に注意のうえ記入すること。</p> <p>①～④ (省略)</p> <p>⑤ 「E」欄には、容器を <u>2.2 MPa</u> の水圧下に 5 秒間保持し、破裂の有無を確認し、該当するものを○で囲む。</p> <p>⑥～⑦ (省略)</p>	<p>(3)～(4) (同左)</p> <p>(別紙 1)</p> <p style="text-align: center;">試験結果等の記入方法</p> <p>1. 告示第 1 号に係るもの</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 「試験結果」欄には、試験実施機関又は検査員が試験した結果に基づき次の事項に注意のうえ記入すること。</p> <p>① 「A」欄には、検体を 35°Cとしたときの容器内圧のゲージ圧力を<u>小数第 1 位</u>まで測定し、記入する。</p> <p>ただし、容器内圧の測定が困難な構造のものである場合及び内容物が单一の液化ガス（L P ガスは、ブタンとプロパンの混合ガスであり、含まれない。以下同じ。）の場合には、35°Cにおける当該ガスの蒸気圧を記入する。</p> <p>②～③ (同左)</p> <p>④ 「D」欄には、<u>毒性のガス</u>の有無を確認し、該当するものを全て○で囲む。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 検査証明欄には、試験を実施した検査機関又は検査員が次の事項に注意のうえ記入すること。</p> <p>① (同左)</p> <p>② 「試験実施機関又は担当者名」欄には、<u>当該試験を行った検査機関名、検査員又は輸入者が試験を実施した場合には試験実施機関の名称及び当該検査員の役職名及びサイン</u>を記入する。</p> <p>2. 告示第 2 号に係るもの</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 「試験結果」欄には、試験実施機関又は検査員が試験した結果に基づき次の事項に注意のうえ記入すること。</p> <p>①～④ (同左)</p> <p>⑤ 「E」欄には、容器を <u>2.1 MPa</u> の水圧下に 5 秒間保持し、破裂の有無を確認し、該当するものを○で囲む。</p> <p>⑥～⑦ (同左)</p>

新旧対照表

【参考】

【高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて（平成 28 年 11 月 1 日財関第 1300 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
⑧ 「H」欄には、容器を 3.4 MPa の水圧下に 30 秒間保持し、変形の有無を確認し、該当するものを○で囲む。	(新規)
⑨ 「I」欄には、容器を 4.0 MPa の水圧下に 5 秒間保持し、破損の有無を確認し、該当するものを○で囲む。	(新規)
⑩ 「J」欄には、充填内容質量 100 gあたりの容器内容積を計算し、小数第 1 位まで記入する。	⑧ 「H」欄には、充てん内容質量 100 gあたりの容器内容積を計算し、小数第 1 位まで記入する。
(3) (省略)	(3) (同左)
(4) 検査証明欄には、試験を実施した検査機関又は検査員が次の事項に注意のうえ記入すること。 <u>なお、輸入者が外国の検査機関が実施した試験結果等を確認し、適用除外要件に合致していることを確認した場合は、輸入者が記載しても差し支えない。</u>	(4) 検査証明欄には、試験を実施した検査機関又は検査員が次の事項に注意のうえ記入すること。
① (省略)	① (同左)
② 「試験実施機関又は担当者名」欄には、 <u>検査機関が試験を実施した場合</u> には、試験実施機関の名称を記入し、また、検査員又は輸入者が試験を実施した場合には、当該検査員又は当該輸入者の事業者名及び氏名を記入する。	② 「試験実施機関又は担当者名」欄には、 <u>当該試験を行った検査機関名、検査員又は輸入者が試験を実施した場合</u> には試験実施機関の名称及び当該検査員の役職名及びサインを記入する。
3. 告示第 3 号に係るもの	3. 告示第 3 号に係るもの
(1) 「商品名」、「販売時の商品名」、「用途」、「容器の仕様」、「原産地」、「製造業者名」及び「試験依頼者名」の欄には、次の事項に注意のうえ、記入すること。	(1) 「商品名」、「販売時の商品名」、「用途」、「容器の仕様」、「原産地」、「製造業者名」及び「試験依頼者名」の欄には、次の事項に注意のうえ、記入すること。
①～② (省略)	①～② (同左)
③ 「用途」欄には、当該製品の用途（例えば、「ヘアスプレー」、「殺虫剤」、「ガスライター充填用」等）を記入する。	③ 「用途」欄には、当該製品の用途（例えば、「ヘアスプレー」、「殺虫剤」、「ガスライター充てん用」等）を記入する。
(2) 「試験結果」欄には、試験実施機関又は検査員が試験した結果に基づき次の事項に注意のうえ記入すること。	(2) 「試験結果」欄には、試験実施機関又は検査員が試験した結果に基づき次の事項に注意のうえ記入すること。
①～③ (省略)	①～③ (同左)
④ 「D」欄には、検体を 35°C としたときの容器内圧のゲージ圧力を小数第 2 位まで測定し、記入する。なお、内容物が単一の液化ガス又は二重構造容器に充填されたエアゾールであって噴射剤が単一の液化ガスの場合には、35°Cにおける当該ガスのゲージ圧を小数第 2 位まで記入する。	④ 「D」欄には、検体を 35°C としたときの容器内圧のゲージ圧力を小数第 1 位まで測定し、記入する。なお、内容物が単一の液化ガス又は二重構造容器に充てんされたエアゾールであって噴射剤が単一の液化ガスの場合には、35°Cにおける当該ガスの蒸気圧を記入する。
⑤ 「E」欄には、検体を 50°C としたときの容器内圧のゲージ圧力を小数第 2 位まで記入する。	⑤ 「E」欄には、検体を 50°C としたときの容器内圧のゲージ圧力を記入する。
⑥～⑧ (省略)	⑥～⑧ (同左)
⑨ 「I」欄には、 <u>容器保安規則第 2 条第 1 項第 2 号に規定する毒性ガス</u> の有無及び種類を確認し、該当するものを全て○で囲む。	⑨ 「I」欄には、 <u>毒性の高压ガス</u> の有無及び種類を確認し、該当するものを全て○で囲む。
⑩ 「J」欄には、人体に使用するエアゾール「例えば、ヘアスプレー等の化粧品、制汗剤等の医薬部外品等の直接人体に噴射して使用するもの	⑩ 「J」欄には、人体に使用するエアゾール「例えば、ヘアスプレー等の化粧品、制汗剤等の医薬部外品等の直接人体に噴射して使用するもの」の

新旧対照表

【参考】

【高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて（平成 28 年 11 月 1 日財関第 1300 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																								
<p>」の噴射剤である高圧ガスに<u>容器保安規則第 2 条第 29 号に規定する可燃性ガス（製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和 50 年通商産業省告示第 291 号）第 11 条の 2 に規定するものを除く。）</u>を使用していることの有無及び種類を確認し、該当するものを全て○で囲む。</p> <p>(11) (省略)</p> <p>(12) 「L」欄には、液化ガスの充てん質量 (g) を小数第 1 位まで記入する。なお、ガスライター充填用 L P ガスのような内容物が全て L P ガスの場合には、当該 L P ガスが 15°C 時における比重を測定し、小数第 3 位まで記入する。</p> <p>(13) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 検査証明欄には、試験を実施した検査機関又は検査員が次の事項に注意のうえ記入すること。<u>なお、輸入者が外国の検査機関が実施した試験結果等を確認し、適用除外要件に合致していることを確認した場合は、輸入者が記載しても差し支えない。</u></p> <p>① (省略)</p> <p>② 「試験実施機関又は担当者名」欄には、<u>検査機関が試験を実施した場合には、試験実施機関の名称を記入し、また、検査員又は輸入者が試験を実施した場合には、当該検査員又は当該輸入者の事業者名及び氏名</u>を記入する。</p>	<p>噴射剤である高圧ガスに<u>可燃性ガス</u>を使用していることの有無及び種類を確認し、該当するものを全て○で囲む。</p> <p>(11) (同左)</p> <p>(12) 「L」欄には、液化ガスの充てん質量 (g) を小数第 1 位まで記入する。なお、ガスライター充填用 L P ガスのような内容物が全て L P ガスの場合には、当該 L P ガスが 15°C 時における比重を測定し、小数第 3 位まで記入する。</p> <p>(13) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 検査証明欄には、試験を実施した検査機関又は検査員が次の事項に注意のうえ記入すること。</p> <p>① (同左)</p> <p>② 「試験実施機関又は担当者名」欄には、<u>当該試験を行った検査機関名、検査員又は輸入者が試験を実施した場合には試験実施機関の名称及び当該検査員の役職名及びサイン</u>を記入する。</p>																								
(別紙 2)	(別紙 2)																								
試験結果の判定基準	試験結果の判定基準																								
1. 告示第 4 条第 1 号に係るもの (省略)	1. 告示第 4 条第 1 号に係るもの (同左)																								
2. 告示第 4 条第 2 号に係るもの	2. 告示第 4 条第 2 号に係るもの																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>記号</th> <th>判定基準</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧ガスの種類</td> <td>A</td> <td><u>液化フルオロオレフィン 1 2 3 4 y f のみ、液化フルオロカーボン 1 3 4 a のみ</u> <u>又は液化フルオロカーボン 4 0 4 A のみであること。</u></td> <td>告示第 4 条第 2 号本文</td> </tr> <tr> <td>容 内容積</td> <td>B</td> <td>1 0 0 0 cm³以下であること。</td> <td>政令第 2 条第 3 項</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	記号	判定基準	根拠法令	高圧ガスの種類	A	<u>液化フルオロオレフィン 1 2 3 4 y f のみ、液化フルオロカーボン 1 3 4 a のみ</u> <u>又は液化フルオロカーボン 4 0 4 A のみであること。</u>	告示第 4 条第 2 号本文	容 内容積	B	1 0 0 0 cm ³ 以下であること。	政令第 2 条第 3 項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>記号</th> <th>判定基準</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧ガスの種類</td> <td>A</td> <td><u>液化フルオロカーボン 1 2 のみ又は液化フルオロカーボン 1 3 4 a のみであること。</u></td> <td>告示第 4 条第 2 号本文</td> </tr> <tr> <td>容 内容積</td> <td>B</td> <td>1 0 0 0 cm³以下であること。</td> <td>政令第 2 条第 3 項</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	記号	判定基準	根拠法令	高圧ガスの種類	A	<u>液化フルオロカーボン 1 2 のみ又は液化フルオロカーボン 1 3 4 a のみであること。</u>	告示第 4 条第 2 号本文	容 内容積	B	1 0 0 0 cm ³ 以下であること。	政令第 2 条第 3 項
試験項目	記号	判定基準	根拠法令																						
高圧ガスの種類	A	<u>液化フルオロオレフィン 1 2 3 4 y f のみ、液化フルオロカーボン 1 3 4 a のみ</u> <u>又は液化フルオロカーボン 4 0 4 A のみであること。</u>	告示第 4 条第 2 号本文																						
容 内容積	B	1 0 0 0 cm ³ 以下であること。	政令第 2 条第 3 項																						
試験項目	記号	判定基準	根拠法令																						
高圧ガスの種類	A	<u>液化フルオロカーボン 1 2 のみ又は液化フルオロカーボン 1 3 4 a のみであること。</u>	告示第 4 条第 2 号本文																						
容 内容積	B	1 0 0 0 cm ³ 以下であること。	政令第 2 条第 3 項																						

新旧対照表

【参考】

【高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて（平成 28 年 11 月 1 日財関第 1300 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前						
器 材	材料		C	鋼又は軽金属であること。	第 8 号 告示第 4 条第 2 号 イ	器 材	材料		C	鋼又は軽金属であること。	第 8 号 告示第 4 条第 2 号 イ
	耐 压 能 力	フルオロオ レフイン 1 2 3 4 y f	1. 8 MPa 以上 の圧力による容器 の変形	D 無いこと。	告示第 4 条第 2 号 ハ		フルオロカ ーボン 1 2	1. 8 MPa 以上 の圧力による容器 の変形	D 無いこと。	告示第 4 条第 2 号 ハ	
			2. 2 MPa 以上 の圧力による容器 の破裂	E 無いこと。	告示第 4 条第 2 号 ハ				E 無いこと。	告示第 4 条第 2 号 ハ	
		フルオロカ ーボン 1 3 4 a	1. 9 MPa 以上 の圧力による容器 の変形	F 無いこと。	告示第 4 条第 2 号 ハ		フルオロカ ーボン 1 3 4 a	1. 9 MPa 以上 の圧力による容器 の変形	F 無いこと。	告示第 4 条第 2 号 三	
			2. 3 MPa 以上 の圧力による容器 の破裂	G 無いこと。	告示第 4 条第 2 号 ハ				G 無いこと。	告示第 4 条第 2 号 三	
		フルオロカ ーボン 4 0 4 A	3. 4 MPa 以上 の圧力による容器 の変形	H 無いこと。	告示第 4 条第 2 号 ト						
			4. 0 MPa 以上 の圧力による容器 の破裂	I 無いこと。	告示第 4 条第 2 号 ト						
		容器内容積／充填質量		J 液化フルオロカーボン 1 2 3 4 y f の場合にあって は、112 cm ³ / 100 g 以 上であること。 液化フルオロカーボン 1 3 4 a の場合にあっては、1 01 cm ³ / 100 g 以上であ ること。 液化フルオロカーボン 4 0	告示第 4 条第 2 号 口		容器内容積／充てん質量	H 液化フルオロカーボン 1 2 の場合にあっては、92 cm ³ / 100 g 以上であるこ と。 液化フルオロカーボン 1 3 4 a の場合にあっては、1 01 cm ³ / 100 g 以上であ	告示第 4 条第 2 号 口	告示第 4 条第 2 号 口	

新旧対照表

【参考】

【高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて（平成 28 年 11 月 1 日財関第 1300 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
		4 Aの場合にあっては、1 2 4 cm ³ /100 g以上であ ること。				ること。	
3. 告示第4条第3号に係るもの				3. 告示第4条第3号に係るもの			
試験項目	記号	判定基準	根拠法令	試験項目	記号	判定基準	根拠法令
内容積	A	1000 cm ³ 以下であること。	政令第2条第3項第8号	内容積	A	1000 cm ³ 以下であること。	政令第2条第3項第8号
材料	B	材料に鋼若しくは軽金属を使用した容器又は内容積100 cm ³ 以下の容器（ガラス製の容器にあっては、合成樹脂等によりその内面は又は外面を被覆したものに限る。）に充填されたものであること。	告示第4条第3号ハ	材料	B	材料に鋼若しくは軽金属を使用した容器又は内容積100 cm ³ 以下の容器（ガラス製の容器にあっては、合成樹脂等によりその内面は又は外面を被覆したものに限る。）に充てんされたものであること。	告示第4条第3号ハ
二重構造容器における噴射剤の排出機構	C	噴射剤を容易に排出することができる機構を有すること。	告示第4条第3号又	二重構造容器における噴射剤の排出機構	C	噴射剤を容易に排出することができる機構を有すること。	告示第4条第3号又
35℃における蒸気圧又は容器内圧	D	ゲージ圧力0.8 MPa以下であること。	告示第4条第3号本文	35℃における蒸気圧又は容器内圧	D	ゲージ圧力0.8 MPa以下であること。	告示第4条第3号本文
50℃における容器内圧	D			50℃における容器内圧	D		
50℃における容器内圧の1.5倍又は1.3 MPaにおける容器の変形	E	無いこと。	告示第4条第3号ニ	50℃における容器内圧の1.5倍又は1.3 MPaにおける容器の変形	E	無いこと。	告示第4条第3号ニ

新旧対照表

【参考】

【高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて（平成 28 年 11 月 1 日財関第 1300 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
50°Cにおける容器内圧の1.8倍又は1.5MPaにおける容器の破裂	F	無いこと。	告示第4条第3号ニ	50°Cにおける容器内圧の1.8倍又は1.5MPaにおける容器の破裂	F	無いこと。	告示第4条第3号ニ
高压ガスの種類	H			高压ガスの種類	H		
毒性ガスの有無	I	無いこと。	告示第4条第3号本文	毒性ガスの有無	I	無いこと。 <u>または、殺虫剤に用いる質量250g以下の液化ガスであって、クロルメチルの質量が全質量の56%以下で他の毒性ガスを含まないこと。</u>	告示第4条第3号本文
人体に使用するエアゾールの噴射ガスの種類	J	L P ガス <u>DME</u> （ジメチルエーテル） <u>又はフルオロカーボン152a</u> 以外の可燃性ガスを含まないこと。ただし、 <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</u> （以下「 <u>医薬品医療機器法</u> 」という。）第14条の規定により <u>厚生労働大臣</u> の承認を得た医薬品若しくは医薬部外品又は <u>医薬品医療機器法</u> 第2条第3項に定める化粧品のうち、水が全質量40%以上でかつ、噴射剤が全質量の10%以下であって、内容物をあわ状若しくはねり状に噴出するものについては、この限りでない。	告示第4条第3号イ	人体に使用するエアゾールの噴射ガスの種類	J	L P ガス <u>又はDME</u> （ジメチルエーテル）以外の可燃性ガスを含まないこと。ただし、 <u>薬事法</u> 第14条の規定により <u>厚生大臣</u> の承認を得た医薬品若しくは医薬部外品又は <u>薬事法</u> 第2条第3項に定める化粧品のうち、水が全質量40%以上でかつ、噴射剤が全質量の10%以下であって、内容物をあわ状若しくはねり状に噴出するものについては、この限りでない。	告示第4条第3号イ

新旧対照表

【参考】

【高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて（平成 28 年 11 月 1 日財関第 1300 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前				
エアゾー ル	35℃における内容物 の体積／容器内容積	K	90%以下であること。	告示第 4条第 3号口	エアゾー ル	35℃における内容物 の体積／容器内容積	K	90%以下であること。	告示第 4条第 3号口
エアゾー ル以外	液化ガスの充てん量 (L P ガスの場合温度 15℃における比重)	L	A/L (L P ガスの場合 A/ 1,000 L) が <u>容器保安規 則第 22 条表の下欄に掲げる 定数以上であること。</u>	告示第 4条第 3号口	エアゾー ル以外	液化ガスの充てん量 (L P ガスの場合温度 15℃における比重)	L	A/L (L P ガスの場合 A/ 1,000 L) が <u>下表の定義 の値以上であること。</u>	告示第 4条第 3号口
48℃における容器からのガス漏 れ		M	無いこと。	告示第 4条第 3号ホ	48℃における容器からのガス漏 れ	M	無いこと。	告示第 4条第 3号ホ	

(削除)(削除)(表) (省略)

(別紙 3)

可燃性ガス及び毒性ガスの定義

1. 「可燃性ガス」とは、次のガスをいう。

アクリロニトリル、アクロレイン、アセチレン、アセトアルデヒド、アンモニア、一酸化炭素、エタン、エチルアミン、エチルベンゼン、エチレン、塩化エチル、塩化ビニール、クロルメチル、酸化エチレン、酸化プロピレン、シアノ化水素、シクロプロパン、ジメチルアミン、水素、トリメチルアミン、二硫化炭素、ブタジエン、ブタン、ブチレン、プロパン、プロピレン、プロムムメチル、ベンゼン、メタン、モノメチルアミン、メチルエーテル、硫化水素及びその他のガスであって次のイ又はロに該当するもの
 イ 爆発限界（空気と混合した場合の爆発限界をいう。以下同じ。）の下限
 ロ 爆発限界の上限と下限の差が 20 パーセント以上のもの

2. 「毒性ガス」とは、次のガスをいう。

アクリロニトリル、アクロレイン、亜硫酸ガス、アンモニア、一酸化炭素、塩素、クロルメチル、クロロプロレン、酸化エチレン、シアノ化水素、ジエチルアミン、トリメチルアミン、二硫化炭素、ふつ素、ブロムメチル、ベンゼン、ホスゲン、モノメチルアミ、硫化水素及びその他のガスであってじ
 よう量が 100 万分の 200 以下のもの

(様式第 1)

(様式第 1)

新旧対照表

【参考】

【高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて（平成28年11月1日財関第1300号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前							
試験成績書（告示第4条第1号に係るもの）				試験成績書（告示第4条第1号に係るもの）							
商品名			原産地			原産地					
販売時の商品名			製造事業者			製造事業者					
用途			試験依頼者名			試験依頼者名					
容器の仕様	直径 cm	(胴版の長さと同じ)	高さ cm			容器の仕様	直径 cm	(胴版の長さと同じ)	高さ cm		
試験項目		記号	試験結果	判定		試験項目		記号	試験結果	判定	
35℃における蒸気圧又は容器内圧		A	ゲージ圧 MPa			35℃における蒸気圧又は容器内圧		A	ゲージ圧 MPa		
容器の内容積		B	cm ³			容器の内容積		B	cm ³		
高圧ガスの種類		C				高圧ガスの種類		C			
毒性ガスの有無		D	有・無			毒性ガスの有無		D	有・無		
検査証明書											
試験の結果上記のとおり相違ないことを証明する。											
(試験実施年月日)											
(試験実施機関又は担当者名)											
輸入者確認欄											
本製品中のガスについては、高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第2条第3項第8号及び高圧ガス保安法施行令関係告示（ <u>平成9年通商産業省告示第139号</u> ）第4条第1号に定められた基準に合致していることを確認致します。											
(確認年月日)											

新旧対照表

【参考】

【高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて（平成 28 年 11 月 1 日財関第 1300 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
(輸入者の氏名又は名称)		(削除) (削除)		(輸入者の氏名又は名称)		税関欄	
(同住所、電話番号)				(同住所、電話番号)		税關印	
(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。				(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。			
(様式第 1 の英文) (試験成績書の英文) (省略)				(様式第 1 の英文) (試験成績書の英文) (同左)			
(様式第 2)				(様式第 2)			
試験成績書（告示第 4 条第 2 号に係るもの）							
商品名		原産地		商品名		原産地	
販売時の商品名		製造事業者		販売時の商品名		製造事業者	
用途		試験依頼者名		用途		試験依頼者名	
容器の仕様	直 cm 径 同じ) 高さ cm	(胴版の長さと 同じ) 高さ cm		容器の仕様	直 cm 径 同じ) 高さ cm	(胴版の長さと 同じ) 高さ cm	
試験項目	記号	試験結果	判定	試験項目	記号	試験結果	判定
高圧ガスの種類	A	フルオロオレフィン 1 2 3 4 y f フルオロカーボン 1 3 4 a フルオロカーボン 4 0 4 A その他		高圧ガスの種類	A	フルオロカーボン 1 2 フルオロカーボン 1 3 4 a その他	
容 器	内容積	B	cm ³	容 器	内容積	B	cm ³
	材料	C	鋼、軽金属、その他		材料	C	鋼、軽金属、その他
	フルオロ	D	1. 8 MPa 以上		フルオロカ	D	有・無

新旧対照表

【参考】

【高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて（平成28年11月1日財関第1300号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後						改正前					
耐 压 能 力	オレフィ ン123 4yf	の圧力による容器 の変形 2. 2 MPa以上 の圧力による容器 の破裂		E	有・無	一ボン12 2. 1 MPa以上 の圧力による容器 の破裂		E	有・無		
	フルオロ カーボン 134a	1. 9 MPa以上 の圧力による容器 の変形 2. 3 MPa以上 の圧力による容器 の破裂	F	有・無		フルオロカ 一ボン13 4a	1. 9 MPa以上 の圧力による容器 の変形 2. 3 MPa以上 の圧力による容器 の破裂	F	有・無		
	フルオロ カーボン 404A	3. 4 MPa以上 の圧力による容器 の変形 4. 0 MPa以上 の圧力による容器 の破裂	H	有・無		(新規)		G	有・無		
	容器内容積／充填質量	H	cm ³ ／100g			容器内容積／充てん質量	H	cm ³ ／100g			
	検査証明書					検査証明書					
	試験の結果上記のとおり相違ないことを証明する。 (試験実施年月日) (試験実施機関又は担当者名)					試験の結果上記のとおり相違ないことを証明する。 (試験実施年月日) (試験実施機関又は担当者名)					
	輸入者確認欄					輸入者確認欄					
本製品中のガスについては、高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第2条第3項第8号及び高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年3月通商産業省告示第139号）第4条第2号に定められた基準に合致していることを確認致します。						本製品中のガスについては、高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第2条第3項第8号及び平成9年3月通商産業者告示第139号高圧ガス保安法施行令関係告示第4条第2号に定められた基準に合致していることを確認致します。					

新旧対照表

【参考】

【高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて（平成 28 年 11 月 1 日財関第 1300 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
なお、上記告示に定められた表示すべき事項（告示第 4 条第 2 号 <u>又</u> ）については、通関後、速やかに表示します。				なお、上記告示に定められた表示すべき事項（告示第 4 条第 2 号 <u>又</u> ）については、通関後、速やかに表示します。			
(確認年月日)				(確認年月日)			
(輸入者の氏名又は名称)				(輸入者の氏名又は名称)			
(同住所、電話番号)				(同住所、電話番号)			
(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。				(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。			
(様式第 2 の英文) (試験成績書英文) (Attachment)				(様式第 2 の英文) (試験成績書英文) (Attachment)			
TEST CERTIFICATION (Concerning Art. 4 Para. 2 of the Notification No. 203)				TEST CERTIFICATION (Concerning Art. 4 Para. 2 of the Notification No. 203)			
Name of Commodity		Origin		Name of Commodity		Origin	
Name of Commodity at time of Sale		Manufacture		Name of Commodity at time of Sale		Manufacture	
Uses		Client		Uses		Client	
Cylinder Specification	Diameter cm	Height (Same as the length of drum plate) cm		Cylinder Specification	Diameter cm	Height (Same as the length of drum plate) cm	
Test items	Symbols	Test Results	Evaluation	Test items	Symbols	Test Results	Evaluation
Kind of High Pressure Gas	A	<u>HFO1234yf,</u> CFC134a,		Kind of High Pressure Gas	A	<u>CFC12,</u> CFC134a, Other	

新旧対照表

【参考】

【高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて（平成 28 年 11 月 1 日財関第 1300 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前				
Cylinder	Capacity of the Cylinder	B	HFC404A, Other		Cylinder	Capacity of the Cylinder	B		
			cm ³						
Pressure Resistant Capacity	HFO <u>1234yf</u>	D	Deformation of the cylinder at the internal pressure of cylinder at 1.8 MPa	YES • NO	Pressure Resistant Capacity	<u>CFC 12</u>	D	Deformation of the cylinder at the internal pressure of cylinder at 1.8 MPa	
			Fracture of the cylinder at the internal pressure of cylinder at <u>2.2 MPa</u>	YES • NO				Fracture of the cylinder at the internal pressure of cylinder at <u>2.1 MPa</u>	
HFC 134a	F	F	Deformation of the cylinder at the internal pressure of cylinder at 1.9 MPa	YES • NO	HFC 134a	F	YES • NO	Deformation of the cylinder at the internal pressure of cylinder at 1.9 MPa	
			Fracture of G	YES • NO				Fracture of G	

新旧対照表

【参考】

【高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて（平成 28 年 11 月 1 日財関第 1300 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前						
		the cylinder at the internal pressure of cylinder at 2.2MPa			the cylinder at the internal pressure of cylinder at 2.2MPa						
	HFC <u>404A</u>	<u>Deformation of the cylinder at the internal pressure of cylinder at 3.4 MPa</u>	<u>H</u>	<u>YES</u> · <u>NO</u>	(新規)	<u>(新規)</u>					
		<u>Fracture of the cylinder at the internal pressure of cylinder at 4.0 MPa</u>	<u>I</u>	<u>YES</u> · <u>NO</u>		<u>(新規)</u>					
	Inside Capacity/Charged Mass		<u>J</u>	cm ³ / 1 0 0 g	Inside Capacity/Charged Mass		<u>H</u>	cm ³ / 1 0 0 g			
Space for Test Certification					Space for Test Certification						
Certified of above as results of test. (Test date) (Testing organization or person)					Certified of above as results of test. (Test date) (Testing organization or person)						
Space for Importer's Confirmation					Space for Importer's Confirmation						
I hereby certify that gas in this product complies with Art.2 Para.3-8 of the Cabinet Order No.20, 1997, and Art.4 Para.2 of the Ministry of International Trade and Industry Notification No.139, March 1997. Matters to be specified in accordance with Art.4 Para.2 of the Notification, shall be indicated immediately after customs clearance.					I hereby certify that gas in this product complies with Art.2 Para.3-8 of the Cabinet Order No.20, 1997, and Art.4 Para.2 of the Ministry of International Trade and Industry Notification No.139, March 1997. Matters to be specified in accordance with Art.4 Para.2 of the Notification, shall be indicated immediately after customs clearance.						

新旧対照表

【参考】

【高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて（平成 28 年 11 月 1 日財関第 1300 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
(Date of confirmation)	(削除)		(Date of confirmation)		<u>Space of Customhouse</u>
(Name or title of the importer)			(Name or title of the importer)		
(Address and telephone number)	(削除)		(Address and telephone number)		<u>Seal of Customhouse</u>
(Remarks) This format shall be of a size of JIS A4.					
(様式第3) 試験成績書（告示第4条第3号に係るもの）					
商品名		原産地			
販売時の商品名		製造事業者			製造事業者
用途		試験依頼者名			試験依頼者名
容器の仕様	直径 cm	(胴版の長さと同じ) 高さ cm			
試験項目 記号 試験結果 判定					
容 器	内容積	A	cm ³		
	材料	B	鋼、軽金属、その他		
器	二重構造容器における噴射剤の排出機構	C	有・無		
	35°Cにおける蒸気圧又は容器内圧	D	ゲージ圧力 MPa		
耐 圧	50°Cにおける容器内圧	E			
	50°Cにおける容器内圧の1.5倍又は1.3 MPaによる容器の変形	F	有・無		
試験項目 記号 試験結果 判定					
容 器	内容積	A	cm ³		
	材料	B	鋼、軽金属、その他		
器	二重構造容器における噴射剤の排出機構	C	有・無		
	35°Cにおける蒸気圧又は容器内圧	D	ゲージ圧力 MPa		
耐 圧	50°Cにおける容器内圧	E			
	50°Cにおける容器内圧の1.5倍又は1.3 MPaによる容器の変形	F	有・無		

新旧対照表

【参考】

【高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて（平成28年11月1日財関第1300号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前				
能 力	50°Cにおける容器内圧の 1.8倍又は1.5MPa による容器の破裂	G	有・無		能 力	50°Cにおける容器内圧の 1.8倍又は1.5MPa による容器の破裂	G	有・無	
高圧ガスの種類	H				高圧ガスの種類	H			
可燃性毒性	毒性ガスの有無	I	有・無		可燃性毒性	毒性ガスの有無	I	無・クロルメチル・その他の毒性ガス	
	人体に使用するエアゾールの噴射ガスの種類	J	可燃性ガス以外のガス・LPガス・DMEその他 の可燃性ガス			人体に使用するエアゾールの噴射ガスの種類	J	可燃性ガス以外のガス・LPガス・DMEその他 の可燃性ガス	
充てん率	エアゾール エアゾール以外	35°Cにおける 内容物の体積／ 容器内容積 液化ガスの充填 質量(LPガス の場合温度15 °Cにおける比重)	K L	% g()	エアゾール エアゾール以外	35°Cにおける 内容物の体積／ 容器内容積 液化ガスの充てん 質量(LPガス の場合温度15 °Cにおける比重)	K L	% g()	
	48°Cにおける容器からのガス漏れ	M	有・無		48°Cにおける容器からのガス漏れ	M	有・無		

検査証明書

試験の結果上記のとおり相違ないことを証明する。

(試験実施年月日)

(試験実施機関又は担当者名)

検査証明書

試験の結果上記のとおり相違ないことを証明する。

(試験実施年月日)

(試験実施機関又は担当者名)

輸入者確認欄

本製品中のガスについては、高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20

輸入者確認欄

本製品中のガスについては、高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20

新旧対照表

【参考】

【高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて（平成 28 年 11 月 1 日財関第 1300 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>号) 第 2 条第 3 項第 8 号及び高圧ガス保安法施行令関係告示<u>(平成 9 年 3 月 通商産業省告示第 139 号)</u> 第 4 条第 3 号に定められた基準に合致していることを確認致します。 なお、上記告示に定められた表示すべき事項（告示第 4 条第 3 号チ、リ及びル）については、通関後、速やかに表示します。 (確認年月日) (輸入者の氏名又は名称) (同住所、電話番号)</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(削除)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(削除)</div> </div> <p>(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。 (様式第 3 の英文) (試験成績書の英文) (省略)</p>	<p>号) 第 2 条第 3 項第 8 号及び<u>平成 9 年 3 月通商産業者告示第 139 号</u>高圧ガス保安法施行令関係告示第 4 条第 3 号チ、リ及びルに定められた基準に合致していることを確認致します。 なお、上記告示に定められた表示すべき事項（告示第 4 条第 3 号チ、リ及びル）については、通関後、速やかに表示します。 (確認年月日) (輸入者の氏名又は名称) (同住所、電話番号)</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">税関欄</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">税關印</div> </div> <p>(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。 (様式第 3 の英文) (試験成績書の英文) (同左)</p>